多可町生涯学習まちづくりプラザ住民企画補助金交付要綱

令和７年３月２６日

告示第９号

（趣旨）

第１条　この要綱は、多可町生涯学習まちづくりプラザ住民企画補助金（以下、「補助金」という。）の交付について、多可町補助金交付規則（平成17年多可町規則第118号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　多可町生涯学習まちづくりプラザ（以下「あすみる」という。）を住民が主体的に利用、活用することを促進するとともに、将来あすみるの運営やまちづくりに参画する担い手を育成することを目的とする。

（対象）

第３条　補助金交付の対象となるのは、次の各号に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

（１）　町内に活動拠点を有する団体

（２）　構成員が５名以上の団体

（３）　半数以上が町内に在住、在学、在勤する者で構成された団体

（４）　代表者が町内に在住、在学、在勤する者である団体

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、対象としない。

（１）　営利を目的とする団体

(２)　 政治又は宗教に関する活動を目的とする団体

(３) 　多可町暴力団排除条例（平成24年条例第34号）に規定する暴力団及び同条例第２条第３号に規定する暴力団密接関係者と関係のある団体

(４)　前３号に掲げるほか対象としてふさわしくないと町長が認める団体

（対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業は、前条に規定する団体が当該年度にあすみるで実施するもので、次に掲げるとおりとする。なお、事業数については上限を設けない。

(１)　あるみる利活用促進事業

交流イベント、図書館イベント、伝統継承、地域情報発信など

(２)　地域共生社会づくり活動

子ども・高齢者等の居場所づくり、健康づくりなど

（３） その他町長が特に認めた事業

２　次に掲げる事業は、対象外とする。

(１)　宗教又は政治活動（神事、催事に関わるものを含む。）

(２)　特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業

(３)　公序良俗に反する事業

(４)　既に国、県、町又はその他団体から財政的支援を受けている事業と同一であると認められる事業

（補助対象経費）

第５条　補助金の対象となる経費は、前条に規定する事業を実施するために要する経費であって、次の各号に掲げる経費とする。

（１） 事業に必要な広告宣伝費、消耗品費、委託料等

（２） 講師謝金（交通費含む。）

（３） その他町長が必要と認めた経費

２　次の各号に掲げる経費は補助対象外とする。

（１） 人件費

（２） 食糧費

（３） 備品購入費

（４） その他（領収書のみで購入品明細がわからないもの等）

（補助金の額等）

第６条　補助金の限度額は、予算の範囲内において、補助対象経費の合計額とし、100,000円を限度とする。

（補助金の概算交付）

第７条　補助対象事業等の内容により、特に必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算交付することができる。ただし、事前に交付できる額は、50,000円を上限とする。

２　補助事業者が前項の規定により概算交付を受けようとする場合は、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（１） 補助金概算交付請求書（様式第１号）

（２） 概算交付を必要とする理由書

（交付決定の取り消し及び補助金の返還）

第８条　町長は、次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(１)　不正な手段により補助金を受けたとき。

(２)　補助金を他の用途に使用したとき。

(３)　補助金の交付の条件に違反したとき。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

　　　附　則

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

２　この要綱は、令和９月３月31日限り、その効力を失う。

様式第１３－２号（第７条関係）

補助金概算交付請求書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 概算請求額 |  |  |  |  |  |  |  | 円 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※金額の頭書に￥を記入すること。

　ただし、次に係るもの

　　　補助事業等の名称

　　　交付決定通知額　　　　　　　　　　　　　円

　　　既概算交付額　　　　　　　　　　　　　　円

　　　今回概算交付請求額　　　　　　　　　　　円

　　　未交付額　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号により補助金交付決定通知のありました補助事業等について、多可町補助金交付規則第10条第２項の規定に基づき、補助金の概算交付を請求します。

　　　　〔添付書類〕概算交付を必要とする理由書、事業資金計画表

　　　　　年　　月　　日

　多可町長　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔法人等にあっては、その主たる事務所の住所地〕

　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者　氏名　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔法人等にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（電話　　　　　　　　　　　）

なお、次の口座に振込願います。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関 |  |  |  | 本店支店支所 |
| 預金種別 | 普通・当座 | 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義人 |  |